

今後の防災体制の強化について

平成 30 年 7 月豪雨後、県内各地において、災害発生のおそれが高い状態が継続しているため、**当分の間、本県の防災体制を次のとおり強化**し、市町と連携して、県民の命を守るための防災対応を迅速に実施する。

1 県の体制の強化

気象予警報	大雨注意報 洪水注意報		大雨警報 洪水警報		土砂災害警戒情報 特別警報
避難情報	「避難準備」 発令なし	「避難準備」 「避難勧告」 発令あり	「避難勧告」 発令なし	「避難勧告」 発令あり	
災害対策本部廃止後の当分の間の体制	注意体制	警戒体制		非常体制 (災害対策本部設置)	
(参考) 通常の体制	注意体制		警戒体制		非常体制 (災害対策本部設置)

※熊野町に発令している「避難指示」については、「避難勧告」と同様に取り扱う。

2 体制の強化の適用期間

災害対策本部の廃止の時点から当分の間

3 適用市町と市町の体制強化

現時点では、今後災害が発生のおそれが高まっている地域の特定は困難であるため、当分の間は、**県内全市町における大雨及び洪水に関する予警報の発表を対象として、本県の防災体制を強化**する。

また、各市町においても、早期の避難勧告等の発令や確実な伝達、避難所の迅速な開設を実施し、事前の住民避難が着実に行えるよう、**市町の体制を強化するよう通知**する。

(参考) 平成 26 年 8 月豪雨（広島市）の際の県の体制の強化

	大雨注意報 洪水注意報	大雨警報 洪水警報		土砂災害警戒情報 特別警報
H26. 9. 20～H27. 9. 30 (広島市域対象)	警戒体制		非常体制 (災害対策本部設置)	
H27. 10. 1～H29. 5. 17 (広島市安佐南区・ 安佐北区の被災地対象)	被災地に 「避難準備」 発令なし	被災地に 「避難準備」 発令あり	被災地に 「避難勧告」 発令あり	被災地に 「避難指示」 発令あり
	注意体制	警戒体制	非常体制 (災害対策本部設置)	

※ 被災地における砂防堰堤等の緊急事業がすべて完了したことに伴い、平成 29 年 5 月 17 日、上記の体制の強化を終了した。